

看護師・助産師・保健師を目指す皆さんへ

【富山県看護学生修学資金貸与制度のご案内】

みなさんの夢をサポートするために修学資金をご用意しています。
この制度を利用して医療福祉の安定した富山県であなたの可能性を広げてみませんか？

どんな制度なの？

将来富山県内で看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）として働こうとする看護学生に、修学資金をお貸しする制度です。県内の指定施設で一定期間看護職員として働いた場合、返還が一部免除になります。

毎月いくら貸してもらえるの？

在学する学校の種類により金額が異なります。

学校の種類		貸与月額
大学・修士課程（大学院）に在学する方 ※富山県立大学看護学部優先枠（30名分）を設けています。	国立又は公立	36,000円
	その他（私立）	40,000円
保健師、助産師又は看護師の養成所・短大・短大の専攻科に在学する方	国立又は公立※	32,000円
	その他（私立）	36,000円
准看護師の養成施設に在学する方	国立又は公立	15,000円
	その他（私立）	21,000円

※「国立又は公立」には、独立行政法人国立病院機構が設置する養成施設も含まれます。

返還する金額は？どうすれば返還する金額が一部免除されるの？

- ・富山県内の指定施設に看護職員として就職したとき、まずお貸しした金額の総額のうち下表の「返還割合」欄の割合の金額を、借りていた期間と同じ期間で返還していただきます。
- ・勤めていた期間が5年間に達したとき、残りの分の返還が免除になります。

※富山県外の施設に就職された場合や、指定施設以外の施設に就職された場合などは、全額返還となります。

指定施設	返還割合
400床以上の病院	2/3
200床以上400床未満の病院	1/2
200床未満の病院、その他指定施設※	1/4

※「その他指定施設」については、県ホームページに掲載する募集要領等をご確認ください。



いつから募集するの？

県ホームページにより、募集要領等をお知らせいたします。（3月下旬）

≪富山県HP→組織から探す→厚生部医務課→富山県看護学生修学資金貸与生の募集≫



県内養成施設（大学含む）へ進学される方は、入学された養成施設を通して申し込んでください。
県外養成施設へ進学される方は、4月以降に県医務課まで直接申し込んでください。

制度の詳しい内容については、富山県厚生部医務課保健看護係までお問い合わせください。
TEL 076-444-3220（直通）